

土佐清水ジオパーク推進協議会顧問・アドバイザー設置要綱

(趣旨)

第1条 一般社団法人土佐清水ジオパーク推進協議会（以下「協議会」という。）が行うジオパーク活動を推進するために必要な、学術的、専門的な立場からの助言等を受けるため、顧問・アドバイザーを置くことについて以下のとおり定める。

(職務)

第2条 顧問及びアドバイザーは、次に掲げる事項に関して、助言及び支援を行うものとする。

- (1) 日本ジオパークネットワーク（以下「JGN」という。）への貢献に関すること
- (2) 協議会が行う保全及び教育活動、観光振興等ジオパークに関わる活動に関すること
- (3) JGNが行う大会等への派遣に関すること
- (4) その他、理事長が必要と認める事項

(委嘱)

第3条 顧問及びアドバイザーは、専門的な知識、知見を有する者の中から、理事長が委嘱する。

(任期)

第4条 顧問及びアドバイザーの任期は、承諾した日から2年後の年度末とする。ただし、再任は妨げないものとする。

(謝金等)

第5条 顧問及びアドバイザーに対し、予算の範囲内で謝金及び費用弁償を支給することができる。

(協力・連携)

第6条 第2条の職務に関するもののほか、顧問及びアドバイザーが行う（共同研究等も含む）本市をフィールドとした調査研究に対して、協議会は積極的に協力し、連携関係を構築するものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、令和6年11月30日から施行する。